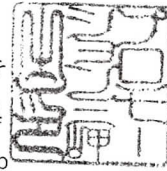


通告

通告日：令和3年3月26日

座間市長 佐藤 弥斗 殿
同副市長 三浦 靖 殿
市長室危機管理課 石川 俊寛 殿

申出者氏名・名称（必須）：三岬 浩遵 （本名 千葉学）
住所・居所（必須）：座間市 [REDACTED] プロモーションミサキ
電話番号：090-2234-5054
メールアドレス：misakihironob@i.softbank.jp



【横浜地方検察庁 特別刑事部への特別告訴】

先般提出の通告書記載4. 行政差し止め訴訟と同時に、刑事として、公務員が全体の奉仕者として行う公務の信頼を著しく損ね、市民に多大なる不安と倒産廃業の経済不安、人生を悲観した特に若い女性に大量の自殺者を生じさせた罪は重大。よって**刑法第193条公務員職権濫用罪の疑いで、令和3年3月29日付 東京高等検察庁 特別刑事部に特別告訴を行い、以降、捜査と審判は司法に委ねる。**

また、検察の同247条（起訴独占主義）を根拠に不起訴処分とした場合でも、申立人の私がこれを不服として準起訴手続に入り、刑事訴訟法第262条～第269条及び刑事訴訟規則第169条～第175条の規定に則り【付審判制度】を裁判所に提起、裁判所の決定により公訴が提起されたものとみなされる。

なお、当該公務員への罰の求刑は、禁固90日を申し立てる。
また禁固を以て、公務員職を罷免する事とする。